



令和8年6月23日

担当課	国保年金課
担当者	松林、犬塚
電話	(073)435-1215
内線	2050

令和8年度国民健康保険料の一部軽減判定の誤りについて

1 概要

令和8年度国民健康保険料決定通知書を6月11日付けで発送しましたが、保険料の均等割及び平等割に適用される軽減（減額）が一部の世帯に適用されていないことが分かりました。（対象：1,580世帯）

このため、対象世帯に対し、更正通知書等を送付し、保険料額の更正を行います。

2 原因

保険料の軽減判定に用いる所得申告書に基づく保険料算定処理において、軽減判定に必要な情報を手動で入力する運用としていますが、一部対象世帯のシステム入力できておらず、当該世帯の軽減が適用されていませんでした。

3 対象世帯及び対応

(1) 口座振替世帯（369世帯）

ア 送付日：令和8年6月24日（予定）

イ 送付物：「通知文」、「更正通知書」（正規の保険料）

ウ 対応：令和8年6月30日（第1期振替日）に正規の金額で口座振替を行います。

(2) 納付書払い世帯（1,211世帯）

ア 送付日：令和8年6月24日（予定）

イ 送付物：「通知文」

ウ 対応：第1期目の保険料の納付は、既に送付の納付書を使用いただきたいこと、第2期目以降は年間の軽減額を調整した上、7月中旬に送付する更正通知書を使用いただきたいことについて、周知とお願いを行います。

4 今後の対応

対象世帯の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫びするとともに、対象世帯への丁寧な説明及び問い合わせ対応に努め、チェック体制の強化や業務フローの見直しなど、再発防止を徹底します。